

番号	
項目	大阪市は、2027 年度に行われる介護保険制度改定に向けて、日本国政府に対して、以下の内容を求める意見書を提出してください。 1 利用者負担の引き上げを最小限におさえ、かつ、低所得者に対しては公費による補助を行うこと。合わせて、ケアマネジメントについては 10 割給付を維持すること。 2 在宅介護を支える訪問介護・通所介護を地域支援事業に移さないこと。合わせて、訪問介護の基本報酬を引き上げ、小規模な事業所の事業継続を支えること。 3 介護業界の人材不足という喫緊の課題に対して対策をとること
	(回答) 利用料 2 割負担の対象拡大、ケアマネジメントへの利用者負担の導入、介護予防・日常生活総合事業の要介護 1、2 への対象者拡大については、国において適切に審議されているところでありますので、本市としては制度改正等にあたっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう国に対して引き続き要望を行ってまいります。 利用者負担額が高額となった場合、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、市町村民税非課税世帯は 1 月当たりの利用者負担額の上限を 24,600 円、年金収入等が 82 万 6,500 円以下の方については 1 月当たりの利用者負担額の上限を 15,000 円とし、低所得者に対する自己負担額が少なくなるよう設定されています。なお、段階判定に用いる年金収入等の基準額については、物価や賃金の高騰に伴う年金額の引き上げにより老齢福祉年金（満額）の支給額が引き上げられたことに伴い、令和 8 年 8 月から 82 万 6,500 円に改定されております。また、各医療保険における世帯内の 1 年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限額を超えた場合は、高額医療合算介護サービス費等として支給しております。また、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスについては、低所得者の利用者負担額を軽減する制度を各法人のご協力を得ながら実施しているところです。 さらに、介護職員の賃金水準が全産業の平均と比べて極めて低く、現在の急激な物価高により介護事業者の経営が圧迫されていることから、介護事業者が必要な人材を確保し、将来にわたり安定的に良質なサービスを提供できる適切な報酬単価を設定するよう、国に対して要望しております。
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理 G）06-6208-8028 福祉局高齢者施策部介護保険課（保険・給付 G）06-6208-8028